

福島県林業経営者に関する情報の登録・公表事務取扱要領

制定 平成30年7月12日

(最終改正：平成31年3月29日)

(趣旨)

第1 この要領は、林業経営者に関する情報の登録・公表の実施に際し、福島県林業経営者に関する情報の登録・公表実施要領（平成30年7月12日制定。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2 実施要領第2の第1項の別に定める登録基準とは以下のとおりとする。

- (1) 実施要領第12の第1項第3号及び第4号による登録の取り消しをされたことがない又は取り消された日から2年以上経過していること。
- (2) 登録申請を行う経営者及びその従業員（現場作業員を含む。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいない又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者がいないこと。
- (3) 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者がいないこと。
- (4) 法人においては、業務の執行体制や、管理責任体制を明確にする必要があることから、常勤役員や参事等の責任者を設置していること。
- (5) 過去3年の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。なお、ここでいう経理状況が良好であるというのは、法人の場合、経常損益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間のうち2年以上黒字であること。個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとなっていないことを示す。ただし、震災の影響等で経営状況が好ましくない林業経営者などは、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できることで代替りの証明とすることができる。
- (6) 登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載がないこと。
- (7) 別紙1「意欲と能力のある林業経営者の登録に関する判断基準」に適合していること。なお、登録申請書で目標を定めていない作業種及び記載のない項目については、適用外とする。

(登録の申請)

第3 実施要領第2の登録を受けようとする者及び第4の推薦を行う市町村長は、同要領第3の申請書等を、その住所地を所管する農林事務所長（富岡林業指導所にあつては林業指導所長）（以下「所長」という。）に正本1部及び写し1部を提出するものとする。また、県外に事務所を置く者につい

ては、県内で林業生産活動を行っている地域を所管する所長に提出するものとする。なお、申請時に必要な提出書類については、原則として別紙2のとおりとする。

- 2 所長は、申請書等の提出を受けたときは、第2の登録基準により確認を行い、申請内容が登録基準に適合すると認められる場合には、申請書等（正本1部）に林業経営者に関する情報の登録・公表に係る意見書（様式第1号）を付して、農林水産部長に副申するものとする。

（申請書の記載内容）

第4 実施要領第3の第1項第14号のその他知事が定める情報は次に掲げるものとする。

- (1) 地域への貢献や表彰実績、経営の健全性に関する事項
- (2) 指名停止処分に関する事項
- (3) 上記のほか、登録・公表を行った情報の閲覧者が森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適正に選択するために必要な事項

（申請書の添付書類）

第5 実施要領第3の第2項第9号のその他知事が定める書類は次に掲げるものとする。

- (1) 別紙1の判断基準に適合していることが確認できる根拠資料

（登録の変更）

第6 実施要領第7の第1項の申請をしようとする者は、同項で規定する申請書等を、その住所地を所管する所長に正本1部及び写し1部を提出するものとする。

- 2 所長は、第1項の申請書等の提出を受けたときは、第3の第2項の規定を準用し、農林水産部長に副申するものとする。

（変更の届出）

第7 実施要領第8の第1項の届出をしようとする者は、同項で規定する届出書等を、その住所地を所管する所長に正本1部及び写し1部を提出するものとする。

- 2 所長は、第1項の届出書等の提出を受けたときは、内容を確認し、届出書等（正本1部）を農林水産部長に送付するものとする。

（登録取消の申出）

第8 実施要領第12の第1項第2号の申出については、第7の規定を準用する。

- 2 所長は、登録経営者について実施要領第12の第1項第1号、第3号及び第4号に該当することが判明した場合は、実施要領様式第12号を準用して知事に報告するものとする。

(登録の取消)

第9 実施要領第12第1項第4号のその他知事が定める場合は次に掲げるものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

附 則

この要領は、平成30年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別紙1

意欲と能力のある林業経営者の登録に関する判断基準

<共通項目>

1. 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保に関する基準

- (1) 登録申請の前事業年度又は登録申請しようとする年の1月1日から申請日までの期間に素材生産又は造林・保育を実施した実績を有すること。
- (2) 登録申請と同年度に新規で設立・参入した林業経営者にあつては、直接雇用する現場作業員等に過去1年以内に素材生産又は造林・保育を実施した実績を有すること。
- (3) 林業経営者の事業主自身又は直接雇用する現場作業員による施業（以下「直営施業」という。）により素材生産や造林・保育を実施する場合にあつては、目標とする素材生産量と造林・保育事業量に必要な実行体制（現場作業員、林業機械等）を有していること又は今後実行体制を整える計画としていること。
- (4) 素材生産や造林・保育のどちらか一方若しくは両方を他者への請負により実施する場合にあつては、必要な連携体制が整っていること。または、今後整える計画としていること。

2. 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する基準

伐採・造林に関する行動規範の策定を行っている（所属する団体、行政が定めた行動規範やガイドラインの遵守を約束することを含む）こと又は今後策定する計画としていること。

3. 雇用管理の改善と労働安全対策に関する基準

- (1) 直営施業により素材生産又は造林・保育事業を実施する林業経営者にあつては、雇用管理の改善及び労働安全対策に取り組んでいること又は今後取り組む計画としていること。
- (2) 他社への請負により素材生産又は造林・保育を実施する林業経営者にあつては、雇用管理の改善及び労働安全対策に取り組んでいること又は今後取り組む計画としている林業経営者への請負を計画していること。

<個別項目>

1. 素材生産の生産量又は生産性の増加に関する基準

- (1) 原則として、直営施業により素材生産を実施する場合にあつては、生産量又は生産性のどちらかについて、5年後に概ね2割以上又は3年後に概ね1割以上、現状から増加させる目標を有していること。

ただし、高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムにより実現できる生産量(5,000m³/年)と効率的な施業実行の主体に期待される生産性(主伐11m³/人日又は間伐8m³/人日)について、現状でどちらか一方が当該数値に達している場合は、達していないもう一方の指標について5年後に概ね2割以上又は3年後に1割以上、現状から増加させる目標を有するとともに、達している指標についても現状以上となる目標を有していること。

また、生産量及び生産性の両方が現状において当該数字に達している場合には、いず

れの指標も現状以上となる目標を有していること。

- (2) 専ら他者への請負により素材生産を実施する場合にあっては、生産量については、5年後に概ね2割以上又は3年後に概ね1割以上、現状から増加させる目標を有していること。ただし、現状において5,000m³/年に達している場合には、現状以上となる目標を有していること。また、その請負に当たっては、以下の基準を満たす林業経営者への請負に努めること。

生産性について、5年後に概ね2割以上又は3年後に概ね1割以上、現状から増加させる目標を有している林業経営者又は現状において主伐11m³/人日又は間伐8m³/人日に達しており、現状以上となる目標を有している林業経営者。

- (3) 直営施業により素材生産を実施する場合にあっては、作業日報の作成・分析による進捗、管理、生産工程の見直し、生産システムの改善等により、効率的かつ安定的な生産管理に取り組んでいること又は今後取り組む計画としていること。
- (4) 他社への請負により素材生産を実施する場合にあっては、(3)の要件を満たす林業経営者への請負を計画していること。

2. 原木の安定供給・流通合理化等に関する基準

製材工場等需要者と直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等との連携など、効率的かつ安定的な林業経営を実施していること又は今後取り組むことを計画していること。

3. 主伐後の再造林の確保に関する基準

- (1) 主伐と再造林の両方を直営施業により一体的に実施できる体制であること又は今後実施できる体制を整える計画としていること。
- (2) 主伐と再造林のどちらか一方若しくは両方を他者への請負により実施する場合には、他者との連携により一体的に実施できる体制であること又は今後実施できる体制を整える計画としていること。なお、この体制には、伐採後の再造林に向けた素材生産業者と造林業者の連携を目的とする協議会等へ参加する場合を含む。
- (3) 自己の所有する森林の主伐を計画している場合には、主伐後に適切な更新を行うことを計画していること。
- (4) 他者の所有する森林の主伐を計画している場合には、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること又は今後取り組むことを計画していること。
※ここでいう「適切な更新」とは、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く、傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、再造林を基本とする。

4. 造林・保育の省力化・低コスト化に関する基準

- (1) 直営施業の場合には、伐採・造林作業の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈りの省略等の効率的かつ安定的な林業経営を営んでいること又は今後実施する計画としているもの。
- (2) 造林・保育のどちらか一方若しくは両方を他者への請負により実施する場合には、(1)の要件を満たす効率的かつ安定的な林業経営を営んでいる者と契約を締結していること又は今後契約を締結する計画としていること。

別紙2 申請時における提出書類一覧表

番号	種類	内容	提出根拠	備考
1	実施要領 様式第1号(申請書)	事業体に関する基本情報・事業量など	実施要領第3	
2	実施要領 様式第2号(誓約書)	暴力団排除、法令順守、情報の公開等に関する誓約	実施要領第3	
3	登記事項証明書 又は住民票		実施要領第3の2	番号3～7については、労確法に基づく、認定事業主である場合は提出の必要なし。 ※ただし、認定事業主としての登録情報と異なる場合は提出すること。
4	納税証明書			
5	雇用通知書など	雇用に関して交付している文書の様式 ※労働者を雇用している場合のみ		
6	保険加入証明書	社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類 ※労働者を雇用している場合のみ		
7	就業規則の写し			
8	直近3か年の貸借対照表及び損益計算書			
9	事業実績を証明するもの	過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の写し。 事業量などが分かるもの。		
10	事務取扱要領別紙1の登録基準に適合していることが確認できる根拠資料		事務取扱要領第5の(1)	各基準について既に取り組んでいる場合、提出すること。

様式第 1 号

林業経営者に関する情報の登録・公表に係る意見書

申請者名	住 所		受理年月日	
	名称又は氏名		作業方法	(直営 ・ 請負 ・一部請負)
	目標を定めている項目等	素材生産 (主伐 ・ 間伐) 造林・保育事業 (植付 ・ 下刈り ・ その他) 生産した材の販売 (有 ・ 今後有 ・ 無)		
(共通事項)	1. 実施要領第 1 2 の第 1 項第 3 号及び第 4 号により登録を取り消されたことがない又は取り消された日から 2 年以上経過している。			(適 ・ 否)
	2. 暴力団員又は、暴力団員ではなくなった日から 5 年を経過していない者がいない。			(適 ・ 否)
	3. 申請書及び添付書類に不足がない。また、内容に不備がない。			(適 ・ 否)
	4. 業務に関連して法令に違反し、逮捕又は公訴されてから 1 年間を経過していない者がいない。			(適 ・ 否)
	5. 常勤役員や参事等の責任者を設置している。			(適 ・ 否) (該当なし)
	6. 過去 3 年の事業年度における経理状況が良好である。			(適 ・ 否)
	7. 素材生産や造林作業を実施するための実行体制が基準に適合している。			(適 ・ 否)
	8. 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する事項が基準に適合している。			(適 ・ 否)
	9. 雇用管理の改善と労働安全対策に関する事項が基準に適合している。			(適 ・ 否)

(個別事項)	<p>1. 素材生産の生産量又は生産性の増加に関する基準 ※主伐・間伐の目標を定めている場合に確認</p> <p>(1) 素材生産の生産量又は生産性のいずれかが、5年後に概ね2割以上又は3年後に1割以上増加する計画としている。</p> <p>(2) 生産量及び生産性が下記の基準を超えている場合、超えている項目については現状維持以上の計画としている。 生産量：5,000m³/年 生産性：主伐11m³/人日又は間伐8m³/人日</p> <p>(3) 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、生産システムの改善等により、効率的かつ安定的な生産管理に取り組んでいる又は今後取り組む計画としている。</p>	<p>(適・否) (該当なし)</p> <p>(適) (否) (該当なし)</p> <p>(適・否) (該当なし)</p>
	<p>2. 原木の安定供給・流通合理化等に関する基準 ※生産した木材の販売が「有」又は「今後有」の場合に確認</p> <p>(1) 製材工場等需要者と直接的な取引、他者との共同販売・共同出荷、他者との連携した取り組みなど、効率的かつ安定的な林業経営を実施している又は今後取り組む計画としている。</p>	<p>(適・否) (該当なし)</p>
	<p>3. 主伐後の再生林の確保に関する基準 ※主伐又は植付の目標を定めている場合に確認</p> <p>(1) 主伐と再生林を一体的に実施できる体制がある又は今後実施できる体制を整える計画としている。</p> <p>(2) 自己の所有する森林の主伐を計画している場合には、主伐後に適切な更新を行うことが計画されている。</p> <p>(3) 他者の所有する森林の主伐を計画している場合には、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいる又は今後取り組む計画としている。</p>	<p>(適・否) (該当なし)</p> <p>(適) (否) (該当なし)</p> <p>(適) (否) (該当なし)</p>
	<p>4. 造林・保育の省力化・低コスト化に関する基準 ※造林・保育事業の目標を定めている場合に確認</p> <p>(1) 伐採・造林作業の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈りの省略等の効率的かつ安定的な林業経営を営んでいる又は今後実施する計画としている。</p>	<p>(適・否) (該当なし)</p>

意見	
----	--

このことについては、上記のとおりです。

年 月 日

農林事務所長
(富岡林業指導所長)